内閣官房令

○内閣官房令第四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三、別記様式第四及び別記様式第五中「㊞」を「押印」に改める。

附　則

この内閣官房令は、令和七年六月一日から施行する。

府令

○内閣府令第二十七号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（目的） **第一条**　内閣府所管の国費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「規程」という。）の規定により、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （相当する職務等） **第二条**　令第一条第二項第一号の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び国会等移転審議会会長の職務は、内閣総理大臣等に相当する職務とする。 2　令第一条第二項第二号及び第三号の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。別表において「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の適用を受けない者（規程第八条第一号及び第四号から第六号までに規定する者を除く。）及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級及び指定職俸給表に相当する職務は、別表に定めるところによる。	（目的） **第一条**　内閣府所管の国費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定により、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （相当する職務等） **第二条**　法第二条第一項第二号の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び国会等移転審議会会長の職務は、内閣総理大臣等に相当する職務とする。 2　法第二条第一項第三号及び同条第二項の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の適用を受けない者（第五項に規定する者を除く。）及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級及び指定職俸給表に相当する職務は、別表一に定めるところによる。